

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p>第15条の2（略）</p> <p><u>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する者</u></p> <p><u>ア 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする場合 当該許可を受けようとする者又はその政令第4条の7に規定する使用人のうち市長が別に定める者（当該許可を受けようとする者が法人である場合にあっては、その代表者又はその役員若しくは同条に規定する使用人のうち、市長が別に定める者）のいずれかが、本市が実施する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識の有無を認定するための試験に合格していること</u></p> <p><u>イ 法第7条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする場合 当該許可の更新を受けようとする者又はその政令第4条の7に規定する使用人のうち市長が別に定める者（当該許可の更新を受けようとする者が法人である場</u></p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p>第15条の2（略）</p> <p>（新設）</p>

合にあっては、その代表者又はその役員若しくは同条に規定する使用人のうち、市長が別に定める者)のいずれかが、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識を習得させるために行われる講習会で市長が別に定めるものを修了していること

(2) - (3) (略)

(1) - (2) (略)